

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第45号) 平成25年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で25周年

当事務所は今日で満24年になりました。本年も昨年同様、相変わらず厳しい状況が続いておりますが、皆様のお陰で、なんとか25周年を迎えることができました。皆様のご支援に感謝しております。今後とも厳しい状況が続くことと思っておりますが、今まで以上のご支援を、どうかよろしくお願いいたします。

さて、創立20周年では、記念事業として山口線93.9kmを踏破いたしました。創立25周年事業はハーフマラソン大会完走と決定いたしました。とは言っても、来年末には還暦を迎える私に、今すぐに21.0975kmを走りきることはできませんので、今年になってからジョギングを始め、最初は1日1kmから毎月徐々に距離を延ばし、先月は1日に18kmを走れるところまでできました。今月の萩石見空港マラソンには少し間に合いませんが、来年早々には目標を達成する予定です。

因みに創立20周年記念事業として始めた線路沿いの旅は、山口線の益田駅（島根県益田市）から新山口駅（山口市）、山陽本線の新山口駅（山口市）から門司駅（福岡県北九州市）、山陰本線の幡生駅（山口県下関市）から荒島駅（島根県安来市）までの510.9kmに達しており、毎月距離を延ばしています。生きている間に、行けるだけ遠くまで歩こうと思っています。

債権の消滅時効について

売掛金を長い間請求しないでいたら時効になってしまったというような話を聞いたことがあると思いますが、売掛金や貸金のような債権は一定期間行使されない場合には時効によって消滅してしまいます。その一定期間を時効期間といい、一般的には10年ですが、貸主か借主の少なくとも一方が会社のような場合の商行為によって生じた債権や労働者の退職金債権は5年、医師や薬剤師の治療費・薬代、工事等の請負代金、損害賠償請求権などは3年、弁護士費用、売掛金、貸金などは2年、ホテル等の宿泊料、飲食費などは1年で短期消滅時効とされています。ただし、短期消滅時効の適用される債権でも、裁判手続きによって確定された場合は、その確定された時から10年となります。

よく毎月請求書を送っているから売掛金の時効によって消滅していないと言う人がいます。確かに、時効の進行を途中で断ち切り、時効期間を振り出しに戻してしまう時効の中断事由の中には、請求というのがあります。しかし、ここで言う請求とは裁判上の請求、すなわち裁判や調停のことです。単に請求書を送ることは、催告と言って、6ヶ月以内に裁判上の請求や差し押さえをしないと、時効中断の効力を生じません。つまり請求書を送ることは単に時効期間を最大で6ヶ月延長する効果しかありません。時効の中断事由には、請求の他、差押え、仮差押え及び承認があります。この内、承認とは債務者が債務の存在を認めることで、支払いの猶予を求めたり、債務の一部を支払ったり、利息を支払うような黙示的なものでも承認となります。なお、時効完成後に債務を承認した場合も、最高裁判所の判例では、最早、時効を援用できなくなります。サラ金やサービサーと呼ばれる債権回収業者が、既に時効が完成した債権を巨額の遅延損害金と併せて請求し、驚いた債務者に時効の完成を知らずに債務の承認、一部支払い、分割支払いの申し込みをさせるなど、この判例は悪用されていますので、古い債権を請求された場合には、直ぐに返事をせずに、専門家へ相談して下さい。

なお、時効は時効の利益を受ける者が、時効の利益を受けることを主張しなければ、時効の効果は確定しません。これは長期間に渡り債務を支払わなかった債務者が本来であれば遅延損害金までついて巨額になった債務を負っているにも関わらず、それをチャラにし

てしまうのは心苦しいというような善良な債務者の良心を尊重し、時効の利益を受けるかどうかを債務者に任せたものです。

いずれにしても、何かあった場合には、直ぐに結論を出さないで、とりあえず専門家に相談することが大切です。